

平成27年度第11回教育研究評議会議事要旨

日時	平成28年3月18日（金）15時30分～16時31分
場所	大学本部2階大会議室
出席者	宮崎学長，滝澤理事，門出理事，後藤理事，甲斐文化教育学部長，平地経済学部長，原医学部長，石橋工学系研究科長，渡邊農学部長，諸泉全学教育機構副機構長，富田附属図書館長，郭シンクロトン光応用研究センター長，都築評議員，畑山評議員，藤本評議員，萩原評議員，大島評議員
欠席者	森田医学部附属病院長（代理：山下副病院長）
陪席者	小坂副学長，佐々木監事

○ 前回議事要旨について

学長から，平成27年度第9回教育研究評議会議事要旨（案）を評議員に送付，確認したところ，加除・修正等の意見はなかったため，原案のとおり確定し，ホームページに掲載している旨，報告があった。

○ 審議事項

1. 審議事項（非公開）

2. 審議事項（非公開）

3. 平成28年度国立大学法人佐賀大学年度計画（案）について

企画評価課長から，本件について，3月31日が提出期限であり，直前の中期目標・中期計画実施本部会議及び役員会にて協議了承，経営協議会にて審議了承された案である旨説明があり，審議の結果了承された。

4. 佐賀大学教員組織編制基本方針（案）について

企画評価課長から，本件について，前回の教育研究評議会において，「佐賀大学教員組織編制基本方針（案）について（平成28年2月2日：全学的な組織再編WG案）」へ意見・要望を募り，その意見等への対応案を踏まえて検討した結果，この基本方針で示した方向性は，ある一定の理解が得られており，この方針の下で検討していく具体的な基本設計の中で，寄せられた意見等については対応できるものと考え，基本方針（案）の本文を見直す必要性はないと判断した旨の説明があり，審議の結果了承された。

5. 新学部・新研究科の設置に伴う学内規則の見直し及び規程等の一部改正について

総務課長から，資料5-1について，教育学部，芸術地域デザイン学部，学校

教育学研究科及び地域デザイン研究科の設置に伴い、国立大学法人佐賀大学人事制度委員会規則 外7件について、所要の改正を行う旨の説明があり、審議の結果了承された。なお、規則以外の規程、細則等については、組織の設置改廃に伴う条文等の整備となることから、学長決裁をもって一部改正を行うこととする旨の説明があった。

人事課長から、資料5-2について、新学部等設置及び附属学校の運営体制の見直しに伴う附属学校規程の改正に伴い、国立大学法人佐賀大学教員人事評価実施規程 外10件について、所要の改正を行う旨の説明があり、審議の結果了承された。

人事課長から、資料5-3について、リサーチ・アドミニストレーター（URA）の配置に伴い、国立大学法人佐賀大学契約職員人事規程について、所要の改正を行う旨の説明があり、審議の結果了承された。

人事課長から、資料5-4について、芸術地域デザイン学部の設置に伴い、国立大学法人佐賀大学職員懲戒等規程について、所要の改正を行う旨の説明があり、審議の結果了承された。

人事課長から、資料5-5について、個人情報の不適切な取扱いに対し厳正な対応を行うため、懲戒処分の標準例を改正し、懲戒処分の種類及び程度を明確にすることに伴い、国立大学法人佐賀大学職員の懲戒処分の基準に関する細則について、所要の改正を行う旨の説明があり、審議の結果了承された。

人事課長から、資料5-6について、サバティカル研修の承認を学長が行うこと、研修の報告を教育研究評議会において実施すること、代替措置を廃止することに伴い、国立大学法人佐賀大学サバティカル研修実施規程 外1件について、所要の改正を行う旨の説明があり、審議の結果了承された。門出理事から、現行の規程において、サバティカル研修取得者の選考は、教授会等の定める基準に基づき行われているが、各学部等の基準が異なっているため、サバティカルの在り方を学部等で検討し、共通的なサバティカル研修の基準を定めることにより、学長が判断し易いのではないかと発言があった。

滝澤理事から、資料5-7について、新学部及び新研究科の設置並びに委員会に置く各部会構成等の見直しに伴い、佐賀大学教員養成カリキュラム委員会規則について、所要の改正を行う旨の説明があり、審議の結果了承された。

門出理事から、資料5-8について、活動報告書及び研究実績報告書の提出における研究者の負担軽減及び効率化を図ることに伴い、佐賀大学プロジェクト研究所規程について、所要の改正を行う旨の説明があり、審議の結果了承された。

国際課長から、資料5-9について、国際交流推進センター副センター長及び鍋島サテライト長並びに室長及び部門長の任期を、指名を行う者である国際交流推進センター長の任期に合わせることに伴い、国立大学法人佐賀大学国際交流推進センター規則について、所要の改正を行う旨の説明があり、審議の結果了承された。

6. 国立大学法人佐賀大学テニユアトラック制に関する規程の制定について

門出理事から、本件について、優秀な教育職員の確保及び育成を促進することに伴い、規程の制定を行うものである旨の説明があり、審議の結果了承された。

工学系研究科長から、第2期中期計画において、平成27年度中に公募を行うこととしているため、施行年月日の確認があり、人事課長から、3月25日の役員会にて審議決定された場合、3月25日制定・施行予定である旨の説明があった。

7. 佐賀大学における人を対象とする医学系研究に関する規程の制定について
門出理事から、本件について、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」(平成26年文部科学省・厚生労働省告示第3号)に対応するため、規程を制定するものである旨の説明があり、審議の結果了承された。
8. その他
特になし。

○ 報告事項

1. 国立大学法人佐賀大学が達成すべき業務運営に関する目標(中期目標)について
企画評価課長から、本件について、3月1日付けで文部科学大臣から通知された旨、これを受けて、中期計画が3月中に認可を受け、3月中に年度計画を提出する旨の説明があった。
2. 「佐賀大学プロジェクト研究所」の設置期間の更新及び新規設置の認定について
門出理事から、本件について、5件のプロジェクト研究所が今年度末で設置期間満了となり、更新2件、研究所名称を変更しての申請1件、新規4件、合計7件のプロジェクト研究所が平成28年4月から設置される旨の説明があった。
3. 「平成28年度科研費セミナー(研究活動スタート支援)開催のお知らせ」について
門出理事から、本件について、鍋島地区は4月5日、本庄地区は4月7日に開催する旨の説明があった。
4. 全学委員会等の審議状況報告
滝澤理事から、全学委員会等の審議状況について報告があった。
5. 平成28年度会議予定について
学長から、平成28年度会議予定について、説明があった。
6. 平成27年度佐賀大学学位記授与式及び平成28年度佐賀大学入学式の挙行について
総務課長から、学位記授与式は平成28年3月23日(水)午前10時から、入学式は4月5日(火)午前10時から、それぞれ行われる旨の報告があった。

7. その他
特になし。

- その他
今回の教育研究評議会交代される委員の退任あいさつがあった。

以上